

## 法令関係

福岡市立老人福祉センター条例

福岡市立老人福祉センター条例施行規則

福岡市立障がい者フレンドホーム条例

福岡市立障がい者フレンドホーム条例施行規則

福岡市広告事業実施要綱

福岡市広告事業実施要領

## 福岡市立老人福祉センター条例

昭和43年 3 月30日

条例第17号

### (設置)

第1条 高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、老人福祉センター(以下「センター」という。)を別表のとおり設置する。

### (利用者の範囲)

第2条 センターは、次の各号のいずれかに該当する者に利用させる。

- (1) 福岡市に居住する60歳以上の高齢者
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) その他市長が利用を認めた者

### (事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のため便宜を提供すること。
- (2) 高齢者の各種の相談に応じること。
- (3) 社会福祉事業に従事する者のための講習会、研修会、研究会等に便宜を提供すること。
- (4) その他センターの目的達成に必要なこと。

### (利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

### (利用の制限)

第5条 市長は、センターを利用しようとする者又はセンターを利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、セ

センターの利用を制限し、前条の許可をせず、既にした許可を取り消し、立入りを拒否し、又は退去を命じることができる。

- (1) 高齢者福祉の趣旨に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 風俗秩序をみだし、又はそのおそれがあるとき。
- (3) センターの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 偽り或其他不正な手段により前条の許可を受けたとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (6) その他市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。

2 前項の措置によつて利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。  
(損害賠償)

第6条 利用者がその責めに帰すべき事由により、センターの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、センターの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第4条に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 第5条に規定する利用の制限に関する業務
- (4) センターの施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、センターの管理を指定管理者に行わせようとするときは、規

則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、センターの管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

(2) センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) センターの管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準  
(指定等の告示)

第9条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

(指定の取消し等)

第10条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 第8条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。

(4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従つて適正にセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなつたセンターの施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、センターの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第13条 第7条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条及び第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

## 別表

| 名称             | 位置             |
|----------------|----------------|
| 福岡市立福岡100プラザ博多 | 福岡市博多区千代一丁目    |
| 福岡市立福岡100プラザ西  | 福岡市西区今宿青木字廣石サヤ |
| 福岡市立福岡100プラザ南  | 福岡市南区若久六丁目     |
| 福岡市立福岡100プラザ東  | 福岡市東区香住ヶ丘一丁目   |
| 福岡市立福岡100プラザ中央 | 福岡市中央区長浜一丁目    |
| 福岡市立福岡100プラザ城南 | 福岡市城南区南片江二丁目   |
| 福岡市立福岡100プラザ早良 | 福岡市早良区重留七丁目    |

## 福岡市立老人福祉センター条例施行規則

昭和43年 3 月 30 日

規則第21号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市立老人福祉センター条例(昭和43年福岡市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用時間)

第 2 条 老人福祉センター(以下「センター」という。)の利用時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することがある。

### (休館日)

第 3 条 センターの休館日は、別表第 2 のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定することがある。

### (利用の申込み等)

第 4 条 条例第 4 条に規定する利用の許可を受けようとする者は、福岡市立老人福祉センター利用申込書を市長に提出することにより利用の申込みをし、福岡市立老人福祉センター利用許可証(以下「利用許可証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の申込みは、センターを利用しようとする日の10日前までに行わなければならない。ただし、市長がセンターの運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 利用許可証の交付を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、センターの利用に際し、当該利用許可証を常に携帯しなければならない。

4 市長は、許可利用者が条例第 2 条各号に該当する者の 2 人以上の集団である場合は、その代表者に対し、利用予定者名簿の提出を求めることができる。

### (利用の取止め)

第 5 条 許可利用者が利用の全部又は一部の取止めをしようとする場合には、

あらかじめ福岡市立老人福祉センター利用取止届を市長に提出しなければならない。

(入館者の遵守事項)

第6条 センターに入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員(条例第7条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の職員を含む。以下同じ。)の指導指示に従い、秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- (2) 政治的又は宗教的活動を行わないこと。
- (3) 寄附の募集、物品の販売等を行わないこと。ただし、特別の事情がある  
と市長が認めるときは、この限りでない。
- (4) 危険物又は動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1  
項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (5) センター内では喫煙をしないこと。
- (6) 他の入館者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(管理上の支障)

第7条 条例第5条第1項第6号に規定する市長がセンターの管理上支障があると認めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- (2) 伝染性の病気にかかっているおそれがあると認められるとき。
- (3) 酒類の持込み及びセンター内での飲酒をするおそれがあるとき。
- (4) その他市長が管理上の支障があるおそれがあると認めるとき。

(指定管理者の公募の公告)

第8条 条例第8条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称及び所在地
- (2) 指定の予定期間
- (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理の基準

- (4) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (5) 指定管理者の候補者となることができる資格を定めたときは、その資格
- (6) 条例第8条第2項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)を受け付ける期間及び次条第1項の指定管理者指定申請書の提出先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項  
(指定の申請)

第9条 指定の申請は、市長が定める期間内に指定管理者指定申請書を市長に提出して行うものとする。

2 指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体(以下「申請団体」という。)の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (2) 申請団体が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類
- (5) 申請団体のすべての事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
- (7) 申請団体の活動実績について記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第7号までに掲げる書類の一部の添付を要しないこととすることができる。

(指定の期間)

第10条 指定管理者の指定の期間は、5年以内とする。

(指定管理者の指定の通知)

第11条 指定管理者の指定は、指定管理者指定書を交付して行う。

(指定等の告示事項)

第12条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第10条第2項において準用する条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者(指定管理者であつた者を含む。)に管理を行わせていたセンターの名称及び所在地
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 指定を取り消した場合にあつては、取消しの日
- (4) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止した業務の範囲及び停止の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(事業報告書の作成及び提出)

第13条 事業報告書(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の事業報告書をいう。以下同じ。)には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 管理に係る経費等の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項として市長が定めるもの

2 指定管理者の指定が取り消された場合における取消しの日の属する年度の事業報告書は、当該年度の初日から当該取消しの日の前日までの期間について作成するものとする。

3 指定管理者は、毎年度終了後(指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取消しの日後)30日以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に関する読替え)

第14条 条例第7条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(申込書等の様式)

第15条 この規則の規定による申込み、許可等に関し作成する申込書、許可証等の様式については、市長が別に定める。

(規定外の事項)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

別表第1

| 施設の名称          | 利用時間                                                                      |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 福岡市立福岡100プラザ博多 | 午前9時から午後5時まで                                                              |
| 福岡市立福岡100プラザ西  |                                                                           |
| 福岡市立福岡100プラザ南  | 午前9時から午後6時(日曜日は午後5時30分)まで                                                 |
| 福岡市立福岡100プラザ東  |                                                                           |
| 福岡市立福岡100プラザ中央 | 4月1日から4月30日まで及び11月1日から3月31日までは午前9時から午後5時まで<br>5月1日から10月31日までは午前9時から午後6時まで |
| 福岡市立福岡100プラザ   | 午前9時から午後6時まで                                                              |

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ラザ城南               |                     |
| 福岡市立福岡100プ<br>ラザ早良 | 午前 9 時から午後 5 時30分まで |

別表第 2

| 施設の名称              | 休館日                                                                                                                                                          |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福岡市立福岡100プ<br>ラザ博多 | 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する敬老の日(以下「敬老の日」という。)を除く。以下同じ。)、休日(同法第3条に規定する休日(敬老の日を除く。)をいう。以下同じ。)、休日が月曜日である場合の翌日、敬老の日の翌日並びに1月2日、1月3日及び12月28日から12月31日まで |
| 福岡市立福岡100プ<br>ラザ西  | 毎週月曜日、休日、休日が月曜日である場合の翌日、敬老の日の翌日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで                                                                                                |
| 福岡市立福岡100プ<br>ラザ南  | 毎週月曜日、休日、休日が月曜日である場合の翌日、敬老の日の翌日並びに1月2日、1月3日及び12月28日から12月31日まで                                                                                                |
| 福岡市立福岡100プ<br>ラザ東  | 毎週月曜日、休日、休日が月曜日である場合の翌日、敬老の日の翌日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで                                                                                                |
| 福岡市立福岡100プ<br>ラザ中央 | 毎週月曜日、休日、休日が月曜日である場合の翌日、敬老の日の翌日並びに1月2日、1月3日及び12月28日から12月31日まで                                                                                                |
| 福岡市立福岡100プ<br>ラザ城南 | 毎週月曜日、休日、休日が月曜日である場合の翌日、敬老の日の翌日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで                                                                                                |
| 福岡市立福岡100プ<br>ラザ早良 | 毎週月曜日、休日並びに1月2日、1月3日、12月30日及び12月31日                                                                                                                          |

○福岡市立障がい者フレンドホーム条例

(平成17条例110・題名改称)

昭和62年3月9日

条例第15号

(設置)

第1条 心身障がい者の社会生活への適応を図るとともに、地域における福祉活動を促進し、もつてその福祉の向上に資するため、福岡市立障がい者フレンドホーム(以下「フレンドホーム」という。)を別表第1のとおり設置する。

(平成6条例14・平成17条例110・一部改正)

(事業)

第2条 フレンドホームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 心身障がい者の更生及び援護の相談に関すること。
- (2) 心身障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (3) 心身障がい者に創作、軽作業等の場を提供し、技術援助及び指導を行うこと。
- (4) 心身障がい者団体等の行う福祉活動に対する便宜を提供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、フレンドホームの設置の目的達成に必要な事業

(平成17条例110・一部改正)

(利用者の範囲)

第3条 フレンドホームを利用することができる者は、身体障がい者、知的障がい者等の規則で定める者(以下「障がい者等」という。)で本市の区域内に住所を有するものその他市長が利用を適当と認めた者とする。

(平成6条例14・平成11条例36・平成17条例110・一部改正)

(利用の許可)

第4条 フレンドホームを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 市長は、前項の許可に際して、フレンドホームの管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用の許可をせず、既にした許可を取り消し、立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) フレンドホームを利用しようとする者又は前条第1項の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がフレンドホームの設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) その他フレンドホームの管理上支障があるとき。

2 前項の措置によつて利用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

(使用料)

第6条 フレンドホームの使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、福岡市立早良障がい者フレンドホームの体育室を利用する者(福岡県の区域内に住所を有する障がい者等を除く。)からは、別表第2に定める額の使用料を徴収する。

3 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平成6条例14・平成17条例110・一部改正)

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平成6条例14・追加)

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平成6条例14・追加)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、フレンドホームを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平成6条例14・旧第7条繰下)

(利用者の管理義務)

第10条 利用者は、利用期間中その利用に係るフレンドホームの建物及び付属設備を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(平成6条例14・旧第8条繰下)

(損害賠償)

第11条 利用者がその責めに帰すべき理由により、フレンドホームの建物又は付属設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平成6条例14・旧第9条繰下)

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、フレンドホームの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行うフレンドホームの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第4条に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 第5条第1項に規定する利用の制限に関する業務

- (4) 第6条第2項に規定する使用料の徴収に関する業務
- (5) 第8条に規定する使用料の減免に関する業務
- (6) フレンドホームの建物及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平成17条例12・全改)

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、フレンドホームの管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、フレンドホームの管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) フレンドホームの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) フレンドホームの管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

(平成17条例12・追加)

(指定等の告示)

第14条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

(平成17条例12・追加)

(指定の取消し等)

第15条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 第13条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(平成17条例12・追加)

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従つて適正にフレンドホームの管理を行わなければならない。

(平成17条例12・追加)

(指定管理者の原状回復義務等)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなつたフレンドホームの建物及び付属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、フレンドホームの建物又は

付属設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平成17条例12・追加)

(指定管理者に関する読替え)

第18条 第12条第1項の規定によりフレンドホームの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条第1項、第6条第3項及び第8条の規定の適用については、第4条及び第5条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第3項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長が定める」と、第8条中「市長は、特別の」とあるのは「指定管理者は、規則で定める特別の」とする。

(平成17条例12・追加)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成6条例14・旧第11条繰下、平成17条例12・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月19日条例第48号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和63年規則第126号により昭和63年12月3日から施行)

附 則(平成2年9月27日条例第44号)

この条例は、平成2年10月2日から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第14号)

この条例は、平成6年4月20日から施行する。

附 則(平成8年3月28日条例第10号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成8年規則第67号により平成8年4月15日から施行)

附 則(平成10年 3 月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年 3 月11日条例第36号)

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成14年 3 月28日条例第14号)

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成15年 3 月13日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年 3 月31日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡市立障害者フレンドホーム条例第12条の規定に基づき管理を委託しているフレンドホームの当該管理については、平成18年 9 月 1 日(その日前に地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定に基づきフレンドホームの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成17年 6 月23日条例第110号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年12月27日条例第79号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(供用開始日)

2 この条例の施行にかかわらず、福岡市立中央障がい者フレンドホームの供用は、規則で定める日から開始する。

(令和 5 年規則第83号により令和 5 年 7 月 1 日から開始)

別表第 1

(昭和63条例48・平成2条例44・一部改正、平成6条例14・旧別表、平成8条例10・平成10条例33・平成14条例14・平成15条例34・平成17条例110・令和3条例79・一部改正)

| 名称                | 位置           |
|-------------------|--------------|
| 福岡市立南障がい者フレンドホーム  | 福岡市南区清水一丁目   |
| 福岡市立城南障がい者フレンドホーム | 福岡市城南区南片江二丁目 |
| 福岡市立東障がい者フレンドホーム  | 福岡市東区松島三丁目   |
| 福岡市立早良障がい者フレンドホーム | 福岡市早良区百道浜一丁目 |
| 福岡市立博多障がい者フレンドホーム | 福岡市博多区西月隈五丁目 |
| 福岡市立西障がい者フレンドホーム  | 福岡市西区内浜一丁目   |
| 福岡市立中央障がい者フレンドホーム | 福岡市中央区舞鶴一丁目  |

## 別表第2

(平成6条例14・追加)

### 体育室使用料

#### 1 個人使用料

| 区分      | 単位     | 金額   |
|---------|--------|------|
| 一般      | 2時間につき | 260円 |
| 高校生     | 2時間につき | 130円 |
| 小学生・中学生 | 2時間につき | 90円  |

#### 2 専用使用料

| 区分 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|    |              |              |              |              |              |              |

|     | 円     | 円     | 円     | 円     | 円     | 円      |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 平日  | 2,500 | 3,400 | 4,200 | 5,900 | 7,600 | 10,100 |
| 土日祝 | 3,400 | 4,200 | 5,000 | 7,600 | 9,200 | 12,600 |

#### 備考

- 1 一般とは、高校生及び小学生・中学生以外の者で15歳以上のものをいう。
- 2 土日祝とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とはそれ以外の日をいう。
- 3 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合及び準備等のため利用する場合の使用料の額は、規則で定める。
- 4 市内に居住する65歳以上の者の個人利用及び市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。

○福岡市立障がい者フレンドホーム条例施行規則

(平成17規則187・題名改称)

昭和62年 3 月16日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市立障がい者フレンドホーム条例(昭和62年福岡市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成17規則187・一部改正)

(開館時間)

第2条 福岡市立障がい者フレンドホーム(以下「フレンドホーム」という。)の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、福岡市立早良障がい者フレンドホームの体育室(以下「体育室」という。)の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間及び体育室の供用時間を変更することができる。

(平成6規則69・平成17規則187・平成22規則60・平成27規則22・一部改正)

(休館日)

第3条 フレンドホームの休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(平成6規則69・全改、平成8規則68・平成14規則28・平成17規則187・平成22規則60・平成27規則22・一部改正)

(利用者の範囲)

第4条 条例第3条に規定する規則で定める者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - (4) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
  - (5) 前各号に掲げる者とその障がいの程度が同程度と認められる者
  - (6) 前各号に該当する者の介護者
  - (7) 条例第2条に規定する事業に関連して奉仕活動を行う者
- (平成8規則31・平成13規則12・平成17規則187・一部改正)

(利用許可の手続)

第5条 条例第4条第1項の規定によりフレンドホームの利用の許可を受けようとする者は、福岡市立障がい者フレンドホーム利用許可申請書(個人利用の場合にあつては様式第1号、専用利用の場合にあつては様式第2号。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 専用利用の場合の許可申請書の提出は、利用しようとする日の1月前から前日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

3 前条第1号から第5号までに掲げる者が、許可申請書を提出する場合においては、身体障害者手帳、療育手帳その他心身障がい者であることを証する書類を提出しなければならない。

(平成8規則31・平成17規則187・一部改正)

(利用の許可)

第6条 条例第4条第1項の規定による利用の許可は、次の各号に掲げる利用につき、当該各号に定める書面を交付して行うものとする。

- (1) 個人利用(次号に掲げる利用を除く。) 福岡市立障がい者フレンドホーム

利用証(様式第3号。以下「利用証」という。)

(2) 個人利用(福岡県の区域内に住所を有する障がい者等以外の者による体育室の利用に限る。) 福岡市立早良障がい者フレンドホーム体育室利用券(様式第4号)

(3) 専用利用 福岡市立障がい者フレンドホーム利用許可証(様式第5号。以下「利用許可証」という。)

2 前項に規定する書面の交付を受けた者は、当該書面を提示してフレンドホームの施設を利用することができる。

(平成6規則69・全改、平成17規則187・一部改正)

(利用の変更)

第7条 専用利用の許可を受けた者が、許可に係る事項を変更しようとするときは、福岡市立障がい者フレンドホーム利用変更許可申請書(様式第6号)に利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(平成6規則69・平成17規則187・一部改正)

(利用時間の超過)

第8条 利用の許可を受けた時間を超える利用は、開館時間又は体育室の供用時間内においてフレンドホームの運営上支障がない場合においてのみ許可する。ただし、専用利用については、市長が必要と認めるときは、開館時間外においても許可することができる。

(平成6規則69・一部改正)

(超過利用の場合の使用料)

第9条 体育室を利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の当該超過時間に対する使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(平成6規則69・追加、平成22規則60・平成27規則22・一部改正)

(準備等の場合の使用料)

第10条 体育室を準備等のため利用する場合の使用料の額は、条例別表第2に定める使用料の額に0.3を乗じて得た額とする。

- 2 体育室を準備等のため利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料の額は、別表第2に定める使用料の額に0.3を乗じて得た額とする。

(平成6規則69・追加、平成22規則60・平成27規則22・一部改正)

(使用料の還付)

第11条 条例第7条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により利用できなくなったとき 当該使用料の全額
- (2) 利用者が利用日の10日前までに福岡市立障がい者フレンドホーム利用取り止め届(様式第7号。以下「取り止め届」という。)を提出したとき 当該使用料の全額
- (3) 利用者が利用日の5日前までに取り止め届を提出したとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額

(平成6規則69・追加、平成17規則187・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 当該使用料の全額
- (2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 当該使用料の額に0.3を乗じて得た額
- (3) 国又は福岡県が主催する行事に利用する場合で市長が必要と認めるとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額

- 2 専用利用の場合において、条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、福岡市立障がい者フレンドホーム使用料減免申請書(様式第8

号)により市長に申請しなければならない。

(平成6規則69・追加、平成17規則187・一部改正)

(利用の取り止め)

第13条 体育室の利用の許可を受けた者が利用の取り止めをしようとする場合は、あらかじめ、取り止め届を市長に提出しなければならない。

(平成6規則69・追加)

(利用の心得)

第14条 フレンドホームを利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲酒し、又は酒気を帯びて入館しないこと。
- (2) 危険物又は動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬は除く。)を持ち込まないこと。
- (3) 許可なくして物品を販売し、又は展示しないこと。
- (4) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 館内を不潔にしないこと。
- (7) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (8) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めること。
- (9) 館内では喫煙をしないこと。
- (10) その他職員が指示すること。

2 専用利用の許可を受けてフレンドホームを利用する者の代表者は、前項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職員が指示する人員を超える人員による利用を行わないこと。
- (2) 職員による管理上の指示若しくは指導に従わない者又は市長がフレンドホームの管理上支障があると認める者に対し、立入りを拒否し、又は退去を求めること。
- (3) 専用利用する者に前項各号に規定する事項を守らせること。

(平成6規則69・旧第9条繰下・一部改正、平成17規則139・一部改正)

(利用後の点検)

第15条 フレンドホームを専用利用した者は、利用終了時に、使用した設備、備品等について職員の点検を受けなければならない。

(平成6規則69・追加)

(指定管理者の公募の公告)

第16条 条例第13条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせるフレンドホームの名称及び所在地
- (2) 指定の予定期間
- (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理の基準
- (4) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (5) 指定管理者の候補者となることができる資格を定めたときは、その資格
- (6) 条例第13条第2項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)を受け付ける期間及び次条第1項の指定管理者指定申請書の提出先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(平成17規則139・追加)

(指定の申請)

第17条 指定の申請は、市長が定める期間内に指定管理者指定申請書(様式第9号)を市長に提出して行うものとする。

2 指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体(以下「申請団体」という。)の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (2) 申請団体が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類
- (5) 申請団体のすべての事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属

する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書

- (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
- (7) 申請団体の活動実績について記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第7号までに掲げる書類の一部の添付を要しないこととすることができる。

(平成17規則139・追加)

(指定の期間)

第18条 指定管理者の指定の期間は、5年以内とする。

(平成17規則139・追加)

(指定管理者の指定の通知)

第19条 指定管理者の指定は、指定管理者指定書(様式第10号)を交付して行う。

(平成17規則139・追加)

(指定等の告示事項)

第20条 条例第14条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせるフレンドホームの名称及び所在地
- (2) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第15条第2項において準用する条例第14条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者(指定管理者であつた者を含む。)に管理を行わせていたフレンドホームの名称及び所在地
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 指定を取り消した場合にあつては、取消しの日
- (4) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止した業

務の範囲及び停止の期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平成17規則139・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第21条 事業報告書(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の事業報告書をいう。以下同じ。)には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 管理の実施状況及び施設の利用状況

(2) 管理に係る経費等の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項として市長が定めるもの

2 指定管理者の指定が取り消された場合における取消しの日の属する年度の事業報告書は、当該年度の初日から当該取消しの日の前日までの期間について作成するものとする。

3 指定管理者は、毎年度終了後(指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取消しの日後)30日以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(平成17規則139・追加)

(指定管理者に関する読替え)

第22条 条例第12条第1項の規定によりフレンドホームの管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項、第7条、第12条第2項、第13条及び第14条第2項第2号並びに別記様式第1号、様式第2号及び様式第5号から様式第8号までの規定の適用については、第5条第1項、第7条、第12条第2項、第13条及び第14条第2項第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号、様式第2号及び様式第5号から様式第8号までの規定中「福岡市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平成17規則139・追加)

(規定外の事項)

第23条 この規則に定めるもののほか、フレンドホームの管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成6規則69・追加、平成17規則139・旧第16条繰下)

附 則

この規則は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月1日規則第127号)

この規則は、昭和63年12月3日から施行する。

附 則(平成5年3月29日規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市規則の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成6年4月28日規則第69号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市障害者フレンドホーム条例施行規則の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市立障害者フレンドホーム条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成8年3月28日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市立障害者フレンドホーム条例施行規則別記様式第1号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市

立障害者フレンドホーム条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお  
所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成8年4月4日規則第68号)

この規則は、平成8年4月15日から施行する。

附 則(平成11年3月29日規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市立障害者フレンドホーム条例施行規則別記  
様式第1号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市  
立障害者フレンドホーム条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお  
所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成12年3月30日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市規則の規定により作成された様式は、当分  
の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成13年3月29日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月28日規則第28号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第139号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月14日規則第187号)

この規則は、平成17年7月15日から施行する。

附 則(平成22年3月29日規則第60号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日規則第26号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表第1

(平成22規則60・追加、平成24規則21・一部改正、平成27規則22・旧  
別表第2繰上・一部改正、令和4規則26・一部改正)

| 名称                | 休館日                                                                    |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 福岡市立南障がい者フレンドホーム  | 毎週日曜日、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日まで |
| 福岡市立城南障がい者フレンドホーム | 毎週月曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日まで                                            |
| 福岡市立東障がい者フレンドホーム  |                                                                        |
| 福岡市立早良障がい者フレンドホーム | 毎週月曜日、毎月の最終の日曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで                                     |
| 福岡市立博多障がい者フレンドホーム | 毎週月曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日まで                                            |
| 福岡市立西障がい者フレンドホーム  |                                                                        |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 福岡市立中央障がい者フレンド<br>ホーム |  |
|-----------------------|--|

別表第 2

(平成 6 規則69・追加、平成22規則60・旧別表繰下、平成27規則22・旧  
別表第 3 繰上)

体育室使用料

1 個人使用料

| 区分      | 単位           | 金額   |
|---------|--------------|------|
| 一般      | 超過 1 時間までごとに | 130円 |
| 高校生     | 超過 1 時間までごとに | 65円  |
| 小学生・中学生 | 超過 1 時間までごとに | 45円  |

2 専用使用料

| 区分  | 単位               | 午前 6 時から<br>午後 1 時まで | 午後 1 時から<br>午後 5 時まで | 午後 5 時から<br>午後12時まで |
|-----|------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 平日  | 超過 1 時間までご<br>とに | 円<br>625             | 円<br>850             | 円<br>1,050          |
| 土日祝 | 超過 1 時間までご<br>とに | 850                  | 1,050                | 1,250               |

備考 この表における用語の意義は、条例別表第 2 に規定する用語の例によ  
る。

様式第 1 号

|                                             |                                              |                            |          |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------|----------|
| 福岡市立障がい者フレンドホーム利用許可申請書(個人利用)                |                                              |                            |          |
| (宛先)福岡市長                                    |                                              | 年 月 日                      |          |
| 福岡市立障がい者フレンドホームの利用の許可を受けたいので、次のとおり許可を申請します。 |                                              |                            |          |
| フリガナ                                        |                                              | 生 年 月 日                    | ※受付番号    |
| 氏 名                                         | ( 歳)                                         | 年 月 日                      |          |
| 住 所                                         | 〒( — ) [ 団地、アパート等の方は名称・棟・部屋番<br>号も記入して下さい。 ] |                            |          |
| 電 話                                         | ( )<br>—                                     | 幼児・小・中・高・大学・勤・自営・主婦・無職・その他 |          |
| 申 請 者 区 分                                   | 1 身体障がい者 [ 視・聴・言・上肢・<br>下肢・体幹・内部 ]           | 級 別 等                      | 第 号( 級)  |
|                                             | 2 知的障がい者                                     |                            | 第 号(A・B) |
| 3 精神障がい者                                    | ( )                                          |                            |          |
| 4 戦傷病者 [ 視・聴・言・上肢・<br>下肢・体幹・内部 ]            |                                              |                            |          |
| 5 1～4までと同程度の障がい者                            |                                              |                            |          |
| 6 その他 [ 介護者・指導者・講師・<br>ボランティア・一般 ]          |                                              |                            |          |
| 体 育 室                                       | 早良障がい者フレンドホーム体育室(卓球・バドミントン・その他( ))           |                            |          |
| (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。                      |                                              |                            |          |
| 2 該当する項目に○印をつけてください。級別等の欄は、手帳番号等を記入してください。  |                                              |                            |          |

様式第2号

|                                                                 |                                                               |             |     |     |
|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------|-----|-----|
|                                                                 |                                                               | ※ 受 付 番 号   | 第   | 号   |
|                                                                 |                                                               | ※ 受 付 年 月 日 | 年   | 月 日 |
| 福岡市立障がい者フレンドホーム利用許可申請書(専用利用)                                    |                                                               |             |     |     |
| 年 月 日                                                           |                                                               |             |     |     |
| (宛先)福岡市長                                                        |                                                               |             |     |     |
| 申請者 団 体 名                                                       |                                                               |             |     |     |
| 住 所                                                             |                                                               |             |     |     |
| 代表者氏名                                                           |                                                               |             |     |     |
| (電話 )                                                           |                                                               |             |     |     |
| 福岡市立障がい者フレンドホームの利用の許可を受けたいので、次のとおり許可を申請します。                     |                                                               |             |     |     |
| なお、利用に際しては、福岡市立障がい者フレンドホーム条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従います。 |                                                               |             |     |     |
| 1 利用の目的                                                         |                                                               |             |     |     |
| 2 利用の日時                                                         | 年 月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで                                        |             |     |     |
| 3 利用室名                                                          | (該当する番号に○印をつけてください。)<br>1 講習室      2 和室      3 作業室      4 体育室 |             |     |     |
| 4 利用人員                                                          | 区 分                                                           | 人 数         | 摘 要 |     |
|                                                                 | 障 が い 者                                                       |             |     |     |
|                                                                 | 介 助 者                                                         |             |     |     |
|                                                                 | 指 導 者、講 師                                                     |             |     |     |
|                                                                 | ボ ラ ン テ ィ ア                                                   |             |     |     |
|                                                                 | 一 般                                                           |             |     |     |
|                                                                 | 計                                                             |             |     |     |

様式第3号

(表)

|                    |                                                                                             |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福岡市立障がい者フレンドホーム利用証 |                                                                                             |
| 氏 名                | No. <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 0 5px;">  〇  </span> |
| 生年月日               | 年    月    日                                                                                 |
| 住 所                |                                                                                             |
| 電話番号               |                                                                                             |

(裏)

|                                    |
|------------------------------------|
| 《注 意 事 項》                          |
| 1 利用の都度本証を受付に提示してください。             |
| 2 利用の際には、職員の指示に従ってください。            |
| 3 注意事項を遵守されない場合は施設利用をお断りすることがあります。 |

様式第4号

(表)

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| No. _____               |        |
| 福岡市立早良障がい者フレンドホーム体育室利用券 |        |
| 利用者区分                   | 有効時間   |
|                         | 円 退場時間 |

(裏)

|                                 |
|---------------------------------|
| 《注 意 事 項》                       |
| 1 この券は、1人1枚で2時間までの利用券です。        |
| 2 時間を超えて利用した時は、超過料金をいただきます。     |
| 3 この券はなくさないように退場する時に受付に返してください。 |

様式第5号

|                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|---|-----|-----|-----|---------|--|--|-------|--|--|-----------|--|--|-------------|--|--|-----|--|--|---|--|--|
|                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 許 可 番 号 | 第   | 号 |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 福岡市立 障がい者フレンドホーム利用許可書(専用利用)                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 年 月 日                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 申請者 団 体 名                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 住 所                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 代表者氏名                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| (電話 )                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 福岡市立 障がい者フレンドホームの利用を次のとおり許可します。                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| なお、利用に際しては福岡市立障がい者フレンドホーム条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従ってください。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 福岡市長 団                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 1 利用の目的                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 2 利用の日時                                                           | 年 月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 3 利用室名                                                            | 1 講習室 2 和室 3 作業室 4 体育室                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 4 利用人員                                                            | <table><tr><td>区 分</td><td>人 数</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>障 が い 者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>介 助 者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>指 導 者、講 師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ボ ラ ン テ ィ ア</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一 般</td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td></tr></table> |         |     |   | 区 分 | 人 数 | 摘 要 | 障 が い 者 |  |  | 介 助 者 |  |  | 指 導 者、講 師 |  |  | ボ ラ ン テ ィ ア |  |  | 一 般 |  |  | 計 |  |  |
|                                                                   | 区 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 人 数     | 摘 要 |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
|                                                                   | 障 が い 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
|                                                                   | 介 助 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
|                                                                   | 指 導 者、講 師                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
|                                                                   | ボ ラ ン テ ィ ア                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
|                                                                   | 一 般                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 計                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |
| 5 利用料金                                                            | 1 無料 2 有料 円 3 減免( 号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |     |   |     |     |     |         |  |  |       |  |  |           |  |  |             |  |  |     |  |  |   |  |  |

様式第6号

|                                            |                           |                           |
|--------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 福岡市立 障がい者フレンドホーム利用変更許可申請書                  |                           |                           |
| 年 月 日                                      |                           |                           |
| (宛先)福岡市長                                   |                           |                           |
| 申請者 団 体 名                                  |                           |                           |
| 住 所                                        |                           |                           |
| 代表者氏名                                      |                           |                           |
| (電話 )                                      |                           |                           |
| 年 月 日付第 号で許可のあった事項について、次のとおり変更したいので許可願います。 |                           |                           |
| 区 分                                        | 変 更 前                     | 変 更 後                     |
| 利 用 日                                      | 年 月 日 ( 曜 日 )             | 年 月 日 ( 曜 日 )             |
| 利 用 時 間                                    | 時 分 から 時 分 まで             | 時 分 から 時 分 まで             |
| 利 用 室 名                                    | 1 講習室 2 和室 3 作業室<br>4 体育室 | 1 講習室 2 和室 3 作業室<br>4 体育室 |
| 変 更 す る<br>理 由                             |                           |                           |

様式第7号

福岡市立障がい者フレンドホーム利用取り止め届

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者住所

団体名

代表者氏名

(電話 )

次のとおり利用を取り止めます。

|                     |                                   |            |            |
|---------------------|-----------------------------------|------------|------------|
| 許 可 年 月 日           | 年 月 日                             | 許 可 番 号    |            |
| 利 用 日 時             | 年 月 日 ( 曜日 )<br>年 月 日 ( 曜日 )      | 時から<br>時から | 時まで<br>時まで |
| 利用の取り止め<br>を する 施 設 |                                   | 利 用<br>区 分 |            |
| 既 納 使 用 料           | 円                                 |            |            |
| 利用の取り止め<br>の 理 由    |                                   |            |            |
| ※ 還 付 の 有 無         | (この欄は記入しないでください。)<br>1 無 2 有 ( 円) |            |            |

様式第8号

福岡市立障がい者フレンドホーム使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者住所

団体名

代表者氏名

(電話 )

福岡市立障がい者フレンドホーム条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。

|               |                  |         |     |  |  |
|---------------|------------------|---------|-----|--|--|
| 使 用 目 的       |                  |         |     |  |  |
| 利 用 す る 施 設 名 |                  |         |     |  |  |
| 利 用 日 時       | 年 月 日 ( 曜日 )     | 時から     | 時まで |  |  |
|               | 年 月 日 ( 曜日 )     | 時から     | 時まで |  |  |
| 主 催 ・ 共 催 者 名 | 主催者名             |         |     |  |  |
|               | 共催者名             |         |     |  |  |
| 後 援 者 名       |                  |         |     |  |  |
| 本市が共催又は後援する場合 | ※本市が負担する経費の額及び費目 | 款 項 目 節 |     |  |  |
|               | 当該行事に要する総経費額     | 円       |     |  |  |
| 摘 要           |                  |         |     |  |  |

※印欄は、経費を負担する市の担当課で記入してください。

様式第9号

指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)福岡市長

所 在 地  
団 体 の 名 称  
代表者の氏名 印

下記の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので、福岡市立障がい者フレンドホーム条例第13条第2項の規定により申請します。

記

指定を受けようとする施設の名称

指定管理者指定書

年 月 日

様

福岡市長 印

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり福岡市立障がい者フレンドホームの指定管理者として指定します。

記

- 1 指定の内容
- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(2) 指定する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

(3) 指定する期間
- 2 備考

## 福岡市広告事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が保有する資産（以下「市資産」という。）を広告媒体として有効に活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの維持及び向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告事業 市資産を広告媒体として活用することによって、収入の増加又は経費の節減を図るものをいう。
- (2) 局区 福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）第1条の規定により設置された局及び室、会計室、区役所、消防局並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定により執行機関として置かれた委員会及び委員の事務局をいう。
- (3) 局区長 局区の組織の長をいう。

### (対象)

第3条 この事業の対象となる市資産は、福岡市一般会計及び同特別会計に属する市資産とする。ただし、交通広告等既に定めがあるものを除く。

### (広告掲載の基本原則)

第4条 広告事業を実施する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域の社会及び経済の健全な発展等を図るため、次のことに留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること。
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること。
- (6) 屋外に広告物を掲載又は掲出する場合は、広告物の色彩・意匠等は都市景観と調和のとれたものであること。

### (広告掲載の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載又は掲出ししないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
  - (4) 政治性のあるもの
  - (5) 宗教性のあるもの
  - (6) 社会問題についての主義主張に関するもので市長が不適当であると認めるもの
  - (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (9) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係するもの又はそのおそれがあるもの
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、掲載又は掲出する広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に規定する広告掲載の範囲に関する基準については、別に定めるものとする。

### (広告媒体の種類等)

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類及び型式は、それぞれの資産を所管する局区長が別に定める。

**（広告の規格等）**

第7条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに市資産の目的又は用途を妨げない範囲内で、所管する局区長が別に定める。

**（広告の募集方法等）**

第8条 広告の募集方法及び予定価格並びに選定方法等については、当該広告媒体ごとにその性質に応じて所管する局区において別に定め、本市広告事業を主管する財政局財産活用課に募集及び選定を依頼する。ただし、既に募集等を実施しているものや事務の都合等により、当該広告媒体を所管する局区が直接行うことが効率的又は効果的であると判断した場合は、当該局区において行う。

**（広告掲載内容等の審査）**

第9条 広告掲載内容や広告主に関する審査については、この要綱に基づきそれぞれの資産を所管する局区が行い、掲載の可否を判断することとする。

**（審査機関）**

第10条 局区が広告事業を実施するにあたり、広告掲載内容等に関して局区の判断では疑義を生じる場合の掲載の可否等に関する審査を行うため、福岡市広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会はそれぞれの資産を所管する局区からの要請を受け、次の事項について検討を行うとともに、広告掲載の可否に関する審査を行い、その結果を当該局区に報告する。

- （1）広告主の選定に関すること。
- （2）広告内容及びデザインに関すること。
- （3）新たな広告事業の取組みに関すること。
- （4）その他広告事業の実施に関し、疑義のあること。

3 委員会の組織、議事その他の必要な事項は、別に定める。

**（雑則）**

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。  
（福岡市の広報物に関する広告掲載基準の廃止）
- 2 福岡市の広報物に関する広告掲載基準（昭和57年決裁）は廃止する。

**附 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

## 福岡市広告事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、福岡市広告事業実施要綱第5条第2項に規定する広告掲載の範囲等に関する基準及び広告事業実施にあたっての必要な事項を定めるものとする。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第2 福岡市(以下「本市」という。)の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (屋外広告に関する基本的な考え方)

第3 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲載する地域の環境に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

なお、この要領に定める屋外広告とは、福岡市屋外広告物条例第5条に定める許可を要するものをいう。

2 良好な都市景観の保全・創出を図るため、広告媒体の性質に応じて、屋外広告に関する都市景観上及び交通安全上の基準等を別に定める。

3 屋外に広告を掲載する場合は、事前に本市都市景観室と協議を行うこと。

### (広告内容の承認)

第4 本市との契約又は使用許可により、市資産等に広告掲載をしようとする者(以下「広告主」という。)は、その掲載する広告の内容について、あらかじめ、市長の承認を受けるものとする(別紙様式1-1・1-2参照)。

2 前項の規定による承認を受けようとする広告主は、必要な手続き等について広告代理業を営む者、広告看板等の制作者及びこれらに類する者(以下「広告取扱事業者」という。)に代行させることができる。

3 当該広告媒体を所管する局区長は、承認を行うに際して、広告内容や仕様の変更を指示し、又は広告掲載の方法、日程など、必要な条件を付することができる。

4 広告主及び広告取扱事業者(以下「広告事業者」という。)は、承認を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

### (広告事業者の責務等)

第5 広告事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものではないこと。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了し、不適正な処理が行われていないこと。

(4) 広告の内容等が承認等に基づく指示、条件に適合したものであること。

2 広告事業者は、広告の掲載期間が終了したときは、当該資産を所管する局区長の指示に従い、広告を撤去するとともに広告媒体を原状に復しなければならない。

3 広告の作成及び取り付け並びに撤去に要する経費は、広告事業者の負担とする。

4 広告の破損、汚れ等、その修復に要する経費は、広告事業者の負担とする。

5 広告事業者は、第1項各号に掲げる事項に関すること及びネット広告(福岡市が管理するホームページや電子メールマガジンなど、インターネットを活用した媒体に掲載する広告をいう。以下同じ)ではリンク先のページの内容も含んだ一切の事項に起因すること等により、第三者からの苦情、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任及び負担においてこれらを解決しなければならない。

6 広告事業者は、市税を完納していなければならない。

### (広告掲載料)

第6 広告掲載料については、原則として、類似した広告の掲載等に係る市場価格や他の契約事例、広告代理店の意見等を勘案し、所管する局区長が定める。

2 広告事業者は、局区長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により、広告掲載料を納入しなければならない。

#### （広告掲載に係る契約の解除及び承認の取り消し）

第7 次の各号に該当する場合は、第4の規定による広告掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 広告事業者が第4第3項及び第4項の規定による条件等に従わないとき。
- (2) 第6第2項に定める指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
- (3) 広告事業者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたときや、倒産等により広告を掲載する必要が無くなったときなど、特に必要があると市長が認めるとき。

#### （広告掲載料の還付）

第8 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告事業者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかった場合は、この限りではない。

#### （広告物の撤去）

第9 広告媒体を所管する局区長は、次のいずれかに該当するときは、自ら広告物の撤去、削除等を行うことができる。

- (1) 広告事業者が広告掲載の期間満了後においても、第5第2項に定める広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 第7の規定により広告掲載に係る承認を取り消された広告事業者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (3) 広告主が、福岡市指名停止措置要領の規定に基づく指名競争入札参加資格の停止又は取消しを受けたとき。
- (4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除等に要する費用は、広告事業者の負担とする。

#### （広告掲載規制業種又は事業者）

第10 次の各号に定める業種又は事業者の広告（ネット広告に関しては、本市が所管する媒体に掲載する広告だけでなく、当該広告が指定するリンク先のページも含む。）は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融業・事業者金融業
- (3) 投機的商品
- (4) たばこ製造業種（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く。）
- (5) ギャンブル（公営又は宝くじに係るものを除く。）にかかるもの
- (6) 法令等で認められていない業種・商法・商品
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (9) 興信所・探偵事務所
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの（ただし、弁護士・司法書士及び法務大臣の許可を得たものは除く。）
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中、又は手続開始の申し立てがあるもの
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (13) 各種法令に違反しているもの

- (14) 規制対象となっていない業種でも、鉄砲刀剣類その他危険物に関するものや、連鎖販売取引に関するものなど、市資産を広告媒体とするのに適当でないと市長が判断する業種や事業者
- (15) 悪質な行為などにより本市の指名停止期間中である事業者や、その他の行政指導を受け改善がなされていないもの

#### (広告全般に関する掲載基準)

第11 次の各号のいずれかに該当する広告(ネット広告に関しては、本市が所管する媒体に掲載する広告だけでなく、当該広告が指定するリンク先のページも含む。)は掲載しない。

- (1) 法律等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品、その他掲載することが不適当と認められるもの
- (2) 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 不当な差別、人権侵害、名誉棄損又はそのおそれがあるもの
- (4) 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、肖像権、著作権等を侵害しているもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政党、政治団体等、政治活動に関するもの
- (7) 宗教団体による布教推進に類するもの
- (8) 非科学的又は迷信や占いに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 国内世論が大きく分かれるもの
- (10) 個人及び団体等の意見広告及び名刺広告
- (11) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告であって、市長が不適当であると認めるもの
- (12) 責任の所在及び内容や目的が不明確な広告
- (13) 供給量や期間等が著しく限定されているにもかかわらず、その内容が明瞭に記載されていないなどの「おとり広告」
- (14) デザインや色彩等が著しく紙面(ネット広告の場合は、媒体のページ)等の調和を損なうと認められる広告
- (15) 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの又はそのおそれがあるもの
- (16) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認める広告

#### (個別の基準)

第12 この要領に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

#### (屋内・屋外広告に関する景観上の基準)

第13 屋内・屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、施設内の環境や都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 周辺の環境や景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

#### (屋外広告に関する交通安全上の基準)

第14 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
  - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
  - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
  - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
  - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
  - イ ノード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
  - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
  - エ 絵柄や文字が過密であるもの

#### (広告表現、表示内容等の基準)

第15 具体的な広告表現、表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体所管課が次の各号に掲げる項目について検討し、判断するものとし、その上で修正・削除等が必要であると認めた場合は、広告事業者は修正等をさせることができるものとする。広告事業者は、正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

なお、別途、法令や公正取引協議会、その他各業界における自主基準等で広告内容の表示等に関する規制のあるものは、当該規制を遵守することとする。

- (1) 消費者被害予防・拡大防止の観点から、次の点に留意し、適切でないものは修正されたものに限り、掲載するものとする。
  - ア 誇大な表現(誇大広告)又は断定的な表現、根拠のない表示
    - 〔例〕「世界一」、「最上級」、「一番安い」、「永遠」、「完ぺき」等の表現を使用するときは、客観的に実証された裏付けが必要。
  - イ 抽象的、あいまいな表現又は誤認を招くような表現
    - 〔例〕「世界をかける企業」、「環境に優しい」、「地球を守る」等の表現を使用するときは、その根拠となる説明を表記する。
  - ウ 不当景品類及び不当表示防止法第4条各号に規定する表示に該当すると認められる広告(不当な表示)
  - エ 虚偽の内容表示
    - 〔例〕大手企業名を表示した人員募集が、実際は代理店の募集で、大手企業とは何の雇用関係も無かった。
  - オ 官公庁・団体からの推薦
    - 〔例〕「〇〇省認可」、「△△協会推薦」、「□□賞受賞」等の表示については、事実確認を行う。
  - カ 射幸心を著しくあおる表現
    - 〔例〕今だけ・これが最後のチャンスなど
  - キ その他、消費者に誤認させるおそれのある表示や視認性に欠ける表示
    - 〔例〕文字が小さい、文字の色が見えにくい等、内容の確認に困難を伴うものは避ける。
- (2) 青少年保護及び健全育成の観点から、次の点について留意し、適切でないものは修正されたものに限り、掲載するものとする。
  - ア 広告する商品等とは無関係に、単に目立たせるための水着姿やヌード等、必然性のない表示
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ その他、青少年の心身・教育に有害となるもの又はそのおそれがある表現
- (3) ネット広告が指定するリンク先のページについては、(一社)日本インタラクティブ広告協会が定める「インターネット広告倫理綱領」、同「インターネット広告掲載基準ガイドライン」等に基づいて検討し、判断するものとする。

#### (広告表示内容に関する個別の基準)

第16 次の項目に関する広告掲載については、具体的な表示内容等について各号に掲げる事項に留意

し、当該広告媒体所管課が判断することとする。

なお、専門的な判断や確認が必要な事項については、原則として広告事業者が広告の版下作成の際に、各項目等を所管する関係機関(参考資料「広告表示に関する問合せ先一覧」参照)へ直接確認を行う(別紙様式2参照)。

## 1 人材募集広告

- (1) 人材募集にみせかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものや、商品等の売りつけや資金集めを目的としているもの又はそのおそれがあるものは、掲載を認めない。
- (2) 誰にでも簡単に高収入が得られるような表示はしない。
- (3) 雇用主、応募資格、勤務条件、給与、業種や職種、仕事の内容などを明確に表示すること。
- (4) 労働基準法、男女雇用機会均等法等関係法規を遵守していること。

## 2 語学教室等

客観的に実証された裏付けがない限り、語学等の習得にかかる安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

〔例〕 一か月で確実にマスターできる、どこよりも安い授業料 等

## 3 学習塾・予備校等(専門学校を含む)

- (1) 広告の内容については、(社)全国学習塾協会が定める「学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準」に基づいたものであること。
- (2) 就職先や合格率など実績を載せる場合は、客観的な根拠に基づいたもので、実績年もあわせて表示すること。
- (3) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設等が不明確なものは掲載しない。

## 4 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

〔例〕「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

## 5 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「〇〇管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であるという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。  
〔例〕「この資格は国家資格ではありません。」
- (2) その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。  
〔例〕「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」
- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているもの又はそのおそれがあるものは掲載を認めない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

## 6 病院、診療所、助産所

- (1) 医療法第6条の5又は第6条の7の規程により広告できる事項以外は一切広告できない。
- (2) 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならない。
- (3) 誇大な広告を行ってはならない。
- (4) 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行ってはならない。
- (5) 厚生労働省「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)について」(平成19年3月30日付け医政0330014号)に沿った広告内容であること。バナー広告のリンク先である病院等のホームページの

内容についても同様であること。

- (6) 自由診療の広告については、医療機関の長は治療に際し薬事法の承認又は認証を得た医薬品又は医療機器を使用していることを文書で提出すること。
- (7) 美容整形に関する広告は掲載しない。
- (8) 広告事業者は、広告掲載内容について、本市医薬務担当課に確認すること。

## 7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック、クイックマッサージ等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行うこと。
- (4) 広告事業者は、広告掲載内容について、本市医薬務担当課に確認すること。

## 8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器

- (1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の効能・効果に関する表現については、厚生労働省「医薬品等適正広告基準」に定められた範囲でしか広告できない。
- (2) 安全性の強調や副作用の否定、医薬関係者等の推薦、不快感・恐怖感を与える表現については、禁止されているため広告できない。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条各号に規定する表示に該当すると認められる広告は掲載できない。
- (4) 医療機器については、厚生労働省の認可を確認し、承認番号を明記すること。
- (5) 広告事業者は、広告掲載内容について、本市医薬務担当課に確認すること。

## 9 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

- (1) 健康食品については、医薬品と誤認されるような効能・効果に関する表示は広告できない。（厚生労働省「無承認無許可医薬品監視指導マニュアル」、消費者庁「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」に沿った内容であること。）
- (2) 保健機能食品、特別用途食品については、厚生労働大臣から許可された範囲で効能・効果に関する表示が可能。
- (3) 広告事業者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条及び健康増進法第32条の2並びに食品衛生法第20条の規定を遵守し、広告表示内容について専門的内容で判断つきかねる場合は、本市医薬務担当課及び栄養指導担当課並びに食品衛生担当課に相談するものとする。

## 10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- (1) サービス全般（介護老人保健施設・介護医療院を除く。）
  - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いない。
  - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
  - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
  - 〔例〕 福岡市事業受託事業者 等
  - ※不明な点は、本市高齢者施設指導担当課又は介護保険担当課に確認すること。
- (2) 介護老人保健施設
  - 介護保険法第98条の規定により下記の事項以外は、一切広告できない。
  - ア 施設の名称、電話番号、所在の場所、勤務する医師及び看護師の氏名
  - イ 前号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項

ウ その他福岡市長又は福岡県知事等の許可を受けた事項

※ア及びイについては本市高齢者施設指導担当課に、ウについては本市高齢者施設指導担当課又は福岡県高齢者福祉担当課等に確認すること。

(3) 介護医療院

介護保険法第 112 条の規定により下記の事項以外は、一切広告できない。

ア 施設の名称、電話番号、所在の場所、勤務する医師及び看護師の氏名

イ 前号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項

ウ その他福岡市長又は福岡県知事等の許可を受けた事項

※ア及びイについては本市高齢者施設指導担当課に、ウについては本市高齢者施設指導担当課又は福岡県高齢者福祉担当課等に確認すること。

(4) 有料老人ホーム

(1)に規定するもののほか、

ア 「福岡市有料老人ホーム設置運営指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 福岡市長又は福岡県知事等の指導に基づいたものであること。

ウ 「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)に抵触しないこと。

※ア及びウについては本市高齢者施設指導担当課に、イについては本市高齢者施設指導担当課又は福岡県高齢者福祉担当課等に確認すること。

(5) サービス付き高齢者向け住宅

ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律第15条を遵守していること。

イ 福岡市長又は福岡県知事等の指導に基づいたものであること。

※不明な点は、本市サービス付き高齢者向け住宅登録担当課又は福岡県サービス付き高齢者向け住宅登録担当課等に確認すること。

※有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については(3)有料老人ホームのウの規定も遵守すること。

(6) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名に限る。

イ その他の利用に当たって有利であると誤認を招くような表示はしない。

※アについては、本市高齢者施設指導担当課に確認すること。

## 11 不動産事業

(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、投資用不動産物件を除くものとし、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。

(3) 契約を急がせる表示は掲載しない。

〔例〕 早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

(4) 広告事業者は「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。

## 12 墓地、霊園（納骨堂を含む）

(1) 県知事又は市長の許可を取得しており、管理運営が宗教団体等によるものではないこと。

(2) 特定の宗派のみの受け入れなどではないこと。

(3) 広告掲載内容については以下の事項を表示すること。

ア 墓地等の名称、所在地、交通

イ 経営主体・管理者の名称、所在地、電話番号、許可年月日、許可番号

ウ 総区画数、販売区画数、1区画あたりの面積

エ 永代使用(供養)料、管理料、墓石などにかかる代金

(4) 広告主の許可については、本市生活衛生担当課又は福岡県生活衛生担当課で確認を行うこと。

### 13 ウィークリーマンション

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

〔例〕 共同住宅の場合 → 建築基準法に基づく確認等

ホテル形式の場合 → 旅館業法に基づく許可

### 14 弁護士・税理士・公認会計士・行政書士・司法書士

広告掲載事項は、名称、所在地、所属団体名及び一般的な取扱業務等に限定する。

### 15 銀行

(1) 広告の内容については、全国銀行公正取引協議会が定める広告表示に関する指導に基づいたものであること。

(2) 住宅ローン、教育ローン等の目的別貸付を除き、金銭の貸付に関する広告は掲載しない。

### 16 証券会社

(1) 広告の内容については、日本証券業協会「広告等に関する指針」に基づいたものであること。

(2) 商品やサービスに関して有利な表示だけでなく、リスクや取引ルールについてもわかりやすく表示すること。

(3) 金銭の貸付に関する広告は掲載しない。

### 17 保険会社

(1) 広告の内容については、保険業法第300条第1項の6及び7並びに金融庁が示す「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいたものであること。

(2) 保障対象にならない病気や時期など、契約者に不利な条件もわかりやすく表示すること。

### 18 旅行業

広告事業者は、広告の表示内容について、旅行業公正取引協議会に広告表示に関する指導事項を確認するとともに、旅行業法第12条の7及び8を遵守し

(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記すること。

(2) 不当表示に注意すること。

〔例〕 白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

### 19 雑誌・週刊誌等

(1) 適正な品位を保った広告であること。

(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。

(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。

(4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告は、原則として表示しない。

(8) 有害図書に指定されたものの広告は掲出しない。

### 20 映画・興業等

(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。

- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。

## 21 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可(古物営業や廃棄物処理業等)を受けていること。
- (2) 不用品回収に関する業種の広告については、本市一般廃棄物収集運搬業担当課に確認すること。

## 22 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 業界団体に加盟していること。
- (2) 広告の内容については、サービス産業生産性協議会が定めた「結婚相手紹介サービス業認証制度に関するガイドライン」に基づいたものであること。
- (3) 掲載内容は、原則、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (4) 事業の実態が不明であり、個人情報の管理体制が充実していない場合の掲載は認めない。

## 23 通信販売業

- (1) 会社の概要及び商品カタログ等を踏まえ、本市が妥当と判断したものに限り掲載する。
- (2) 特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から第11条の規定を遵守し、下記の事項を明確に表示すること。
  - ア 連絡先、商品名、内容(何らかの条件や制限等がある場合はその内容を含む。)、価格、送料、返品等に関する事項
  - イ 申込方法及び期限
  - ウ 引渡し方法及び時期
  - エ 支払方法及び時期

## 24 クレジット

広告の内容については、貸金業の規制等に関する法律第15条及び第16条並びに割賦販売法第3条及び第29条の2、第30条を遵守するとともに金銭の貸付に関する内容の掲載はしない。

## 25 質屋・チケット等再販売業

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な案内等に限定し、個々の相場、金額等の表示はしない。  
〔例〕 ブランド〇〇〇〇〇のバック50,000円、 東京～福岡 15,000円 等
- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

## 26 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であるものとする。
- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。  
〔例〕 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」

## 27 動物取扱業(ペットショップ・動物訓練所・動物園・水族館・動物ふれあいテーマパーク等)

- 広告の内容については、動物愛護管理法を遵守し、次に掲げる方法により行うこと。
- (1) 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種別、登録番号、登録年月日及び登録の有効期間の末日、動物取扱責任者の氏名を記載すること。
  - (2) 事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に

強調すること等により、動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

- (3) 動物取扱業の登録については、本市生活衛生担当課又は福岡県生活衛生担当課で確認を行うこと。

## 28 酒類販売、酒類を提供する飲食店

- (1) 飲酒運転撲滅に取り組んでいる事業者に限り掲載する。

〔例〕福岡県へ「飲酒運転撲滅宣言企業」「飲酒運転撲滅宣言の店」として届け出

- (2) 下記の事項を明確に表示すること。(ただし、営業の常態として、通常主食と認められる食事(米飯類・パン類・めん類等)を提供する飲食店で、広告に酒類が掲載されないものを除く。)

ア 飲酒運転撲滅の推進に関すること

イ 未成年者の飲酒は法律で禁じられていること

〔例〕「当店は飲酒運転を許しません」「当店では飲酒運転撲滅に取り組んでいます」

「満20歳未満の飲酒は法律で禁じられています」等

- (3) 飲酒を誘引するような表現(お酒を飲もうとしている又は飲んでいる姿など)は掲載しない。

- (4) その他、広告の内容については、飲酒に関する連絡協議会が定める「酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準」に基づいて検討し、判断するものとする。

## 29 規制業種の事業者による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本要領第10で定める規制業種に該当する事業者による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本要領に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

〔例〕たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

## 30 その他、表示等について注意を要するもの

- (1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

〔例〕「メーカー希望小売価格の30%引き」等

- (2) 比較広告(根拠となる資料が必要)

主張する内容が客観的に実証されていること。

- (3) 無料で参加・体験できるもの

一部費用負担がある場合には、その旨を明示すること。

〔例〕「昼食代は実費負担」、「入会金は別途必要です」等

- (4) 宝石の販売

虚偽の表現に注意(公正取引委員会の確認が必要)

〔例〕「メーカー希望小売価格の50%引き」: 宝石には通常メーカー希望小売価格はない 等

- (5) 個人輸入代行業等の個人営業広告

資格取得状況や事務所の設置等の実態の確認

### (実施時期)

第17 この要領は、平成19年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年11月20日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成21年3月19日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

## 福岡市〇〇〇広告掲載承認願(宣誓書)兼検査調書

年 月 日

福岡市長様

住所

氏名

福岡市〇〇〇広告掲載について下記のとおり承認願います。

## 記

1. 掲載日 年 月 日
2. 掲載箇所
3. 広告内容 別紙の通り

なお、当社が下記の事項を満たしていることについて宣誓します。

当社が下記の事項を満たしていないことが判明した場合には、広告掲出の取消、契約解除等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

- (1) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。)でないこと
- (2) 地方税の滞納がないこと
- (3) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者でないこと
- (4) 行政指導を受け改善がなされていないものでないこと
- (5) 福岡市広告事業実施要領 第5「広告事業者の責務等」のほか、関連規定を遵守すること

契約のとおり広告と認めます。

年 月 日

課 長

係 長

係 員

## 備考

1. ( ) については福岡市広告事業実施要領第〇条〇号に非該当
- 2.
- 3.

福岡市〇〇〇広告掲載承認願(宣誓書)兼検査調書

年 月 日

福岡市長様

住所

氏名

福岡市〇〇〇広告掲載について下記のとおり承認願います。

記

1. 掲載日 年 月 日
2. 掲載箇所
3. 広告主及び広告内容 別紙の通り

なお、当社が下記(1)～(5)の事項を満たしていることについて宣誓します。

当社が下記の事項を満たしていないことが判明した場合には、広告掲出の取消、契約解除等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

また、広告主からも下記(1)～(5)の事項を満たしている旨の報告を受けており、当該広告主が下記の事項を満たしていないことが判明した場合には、広告掲出を取り消す等、速やかに対応を行います。

(1)福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。)でないこと

(2)地方税の滞納がないこと

(3)福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者でないこと

(4)行政指導を受け改善がなされていないものでないこと

(5)福岡市広告事業実施要領 第5「広告事業者の責務等」のほか、関連規定を遵守すること

契約のとおり広告と認めます。

年 月 日

課 長

係 長

係 員

備考

1. ( ) については福岡市広告事業実施要領第〇条□号に非該当
- 2.
- 3.

## 福岡市〇〇〇広告掲載内容確認報告書

年 月 日

福岡市長様

住所

氏名

福岡市〇〇〇への広告に関する掲載内容について、下記のとおり確認のうえ了承を得ましたので報告します。

記

1. 掲載日 年 月 日
2. 広告掲載者及び広告内容 (別紙のとおり)
3. 掲載内容確認項目 福岡市広告事業実施要領第16-□
4. 確認内容及び結果
5. 確認相手方及び連絡先

TEL :